

嘆願書 - 猫虐待の捜査および取り締まりのお願い -

埼玉県警察本部生活安全課 御中

2006年4月20日、インターネット掲示板2チャンネル「生き物苦手」板で、猫を虐待・虐殺し、さらに写真を撮影、その画像をアップローダーに上げ掲示板に貼り付けるという事件が起きました。動物愛護法第27条より、確実に犯罪行為です。特定地域のサイバー犯罪対策係には、既に多数の情報が届けられているはずでございます。その被疑者について捜査及び厳重なる処分を願いたく本書状をもって上申いたします。

- ・ 動物虐待を犯す人間は何らかの罰則で抑止されない限り、将来残虐な殺人等の罪を犯す確立が高いこと。
- ・ 全国から簡単に閲覧できる場所で残虐な画像を公開し、子どもを含む多数の人に深い悲しみを与えたこと。
- ・ それにより模倣犯を誘発する危険性があること。
- ・ 動物愛護管理法の適用対象であると考えられること。
- ・ 通報するという他の人の発言に対し、「交通事故にあった猫を連れてきた、と言えれば自分を逮捕なんかできない」「自分には黙秘権がある」という内容の掲示板への書き込みで警察を挑発したこと。
- ・ 証拠品が少なくても、被疑者を特定することは、寄せられた情報より可能であり、被疑者本人から事情を聴取することも可能であると考えられること。
- ・ 写真を見た獣医師の所見：外傷・死因等は写真からは判りかねるが、通常猫が死亡すると内臓に溜まった血液が口や鼻から出てくるが30分もすれば止まる。また、写真の血液は凝固していない。従って被疑者の言うことが本当であれば事故直後に浴槽へ連れてきたことになる。バスタブの中で死亡した可能性も見受けられる。しかし、偶然事故を目撃しすぐそれを拾ってきて写真を撮るという行為は考え難い。どちらにしろ一般人が不快に思うような画像であったことは確か。

以上の理由をもってここに厳正なる捜査及び検挙をのぞむ所存でございます。

(以下に住所・氏名を記入)